

学生便覧 2023年度
C2023-11

学部生・大学院生共通

同窓会

城西国際大学同窓会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は城西国際大学同窓会（以下「本会」という。）と称する。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、城西国際大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は次の事業を行う。
- (1) 学校法人城西大学、城西国際大学と同窓会（本部・支部）および会員との連絡
 - (2) 会報の発行
 - (3) その他本会の目的を達成するのに必要な事業
- 第 4 条 本会の本部は城西国際大学内におく。
- 第 5 条 本会の会員は正会員・準会員・特別会員および賛助会員とする。
- (1) 正会員は城西国際大学の卒業生とする
 - (2) 準会員は城西国際大学に在学中のものとする
 - (3) 特別会員は法人役員・城西国際大学の教職員とする
 - (4) 賛助会員は城西国際大学に一定期間在籍したのち退学したもので総会において認められたものとする
 - (5) 他大学より城西国際大学大学院に入学し、修士または博士の課程を修了したもので、入会金および会費を納入したものは正会員とする
- 第 6 条 本会に次の機関をおく。
- (1) 総 会
 - (2) 役 員 会
 - (3) 支部長会

第 2 章 総 会

- 第 7 条 総会は本会の最高決議機関とする。
- 2 総会は正会員をもって構成し、定例総会は会計年度が終了後 3 か月以内に開催するものとし、1 か月以前に公示するものとする。
- 第 8 条 次の場合は臨時総会を開催することができる。
- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 正会員 200 名以上の署名をもって要求があったとき
- 第 9 条 総会は会長が召集する。
- 第 10 条 会長は総会の議長となる。副議長は会長の指名するもので総会で認められたものとする。
- 第 11 条 総会は次の事項を議事として審議する。
- (1) 事業計画およびそれに基づく予算案に関すること
 - (2) 事業報告およびそれに基づく決算案に関すること
 - (3) 役員選出および改選に関すること
 - (4) 規約の改正に関すること
 - (5) その他重要事項に関すること

第 3 章 役員・役員会および支部長会

- 第 12 条 本会に次の役員をおく。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 若干名
 - (3) 幹 事 若干名
 - (4) 監 事 2 名
- 第 13 条 本会に相談役を若干名おくことができる。
- 第 14 条 会長・幹事および監事は総会において正会員のうちより選出する。但し、支部長は支部長に就任と同時に幹事となる。
- 2 副会長は会長の指名するもので総会において認められたものとする。
 - 3 相談役は会長・副会長の経験者および総会において推薦されたものとする。
- 第 15 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、支部長である幹事の任期は支部長在任期間とする。
- 第 16 条 会長は役員会にはかり運営委員若干名をおくことができる。
- 第 17 条 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長ことあるときは会長代行となる。
 - 3 幹事は役員会を組織し会務を遂行する。
- 第 18 条 役員会は正副会長および幹事をもって構成し、会長が議長となり総会に提案する議事を審議決定する。
- 2 役員会の運営規定については別にこれを定める。
- 第 19 条 相談役は会長の要請により役員会に出席し意見を述べることができる。
- 第 20 条 支部長会は各支部長をもって組織し会務を遂行する。
- 2 支部長会の運営規定については別にこれを定める。

第4章 会計監査

第21条 監事は本会の会計を監査し、総会において監査報告をしなければならない。

第5章 会 計

第22条 本会の運営は入会金・会費・寄付金およびその他の収入による。

第23条 会員は入学時に準会員費として10,000円、10年会費として40,000円をそれぞれ納入しなければならない。

2 会員は卒業10年後より、年会費として5,000円を納入しなければならない。

第24条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 規約改正

第25条 本会の規約改正は次の場合に役員会の議を経て総会で決定する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員の1割の署名により要求のあったとき

第7章 事務局

第26条 本会の事務を遂行するために本部に事務局をおく。

2 事務局に関する必要な規則は役員会の議を経て会長が定める。

付 則 本規約は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成30年4月1日から施行する。